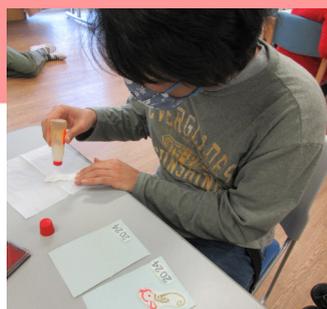


SSTK



編集人:社会福祉法人さくら草
〒336-0015 さいたま市南区太田窪3501-2
HP:<http://www.sakuraso.net/> 電話:048-813-7426
Fax:048-8866301 E-mail:info@sakuraso.net

さくら草だより



アトム班での一コマ ★
紙漉きをしてはがきから手作りしました。スタンプ作業もしてとても素敵なオリジナル年賀状ができました。



第 65 号

もくじ

- 1: 年賀状制作・挨拶
- 2: 2023年の思い出 春・夏
- 3: 2023年の思い出 秋・冬
- 4: 成年後見制度について

明けましておめでとうございます
令和六年元旦に大震災に見舞われました
被災された方々には、心よりお悔やみを申し上げます
被災地の復興が進み普段の暮らしに戻ることを祈ります
コロナは、まだ散発しています
穏やかな普段の暮らしが幸せなことです
皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます

理事長 山本宏

2023
春
の思い出



かりん入所式

ようこそかりんへ
かりんの入所式の様子です。

他は桜の木の下で楽しく記念撮影！！
暖かい春の散歩は気分が上がります↑

デイセンターかりん



2023
夏
の思い出

あんくじ班では夏祭りの催し物で「金魚釣り」「射的」「お菓子キャッチャー」などを行い楽しみました!!
夏の定番行事「スイカ割り」目隠しをして誘導の声を頼りに思いっきり一撃を!!
スイカが割れた際には拍手喝采大盛り上がり!!
素敵な思い出がまた一つ...



2023
秋
の思い出



**いぶきで
トリックorトリート**
みんなで衣装に着替えて
ハロウィンを楽しみました!

お菓子のつかみ取りも
大盛り上がり!!



**クリスマス会
inコスモス**

2023

冬

の思い出

**輪投げで
プレゼントを
ゲット!**



— 成年後見制度 法人後見を模索中 —

成年後見制度の目的— 2000年に、旧制度から知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な人に代わって財産管理や福祉サービスの契約などを支援する制度に改正された。

成年後見制度利用率— 認知症高齢者を含め成年後見制度を必要とされている人数は、2016年統計で925万人であるが、その利用率は21万人の2.2%に過ぎない。2016年には「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行されたが、知的障害者96万人余と利用も進んでいない。

成年後見制度の利用例— 日常の金銭管理は、親族の方が行えるのであれば問題はない。後見人が必要とされるのは、親族がいない場合の金銭管理、相続、不動産の売却など重要な法律行為を行う時である。入所等福祉サービス利用においては後見人による契約が求められたときである。

当法人福祉サービス利用において親族がいれば後見人との契約を必須にしてはいない。

当法人で司法書士が後見人を担っている事例を紹介する。福祉サービスの利用にあたっては、相談支援事業所が中心になり本人や親族の方、携わる支援者も交え、本人の思いを汲み地域で暮らすうえで最善の「サービス等利用計画」を立て支援につなげている。また各事業所には複数の支援員で検討した「個別支援計画」がある。その司法書士とは、支援方針他「身上保護」については事業所の支援体制を尊重してもらっている。

成年後見制度3つの基本理念— 基本理念には、共生社会の実現をめざす「ノーマライゼーション」、意思決定支援を促し尊重する「自己決定支援」、自分らしく尊厳のある営み続けるための支援を受ける「身上保護」がある。しかし、入所施設からより地域移行となるグループホームを反対され、大好きなコンサート行きや美容院利用が許可されないことがある。一人の後見人の恣意的な価値観からノーマライゼーションを阻害され、本人の意思決定が妨げられている事例がある。成年後見人一人が人様の人生に関わることは危ういことだ。障害の特性や本人の好みをどれだけ理解できるのだろうか。意思決定支援には、本人はもとより複数人の見立てをすり合わせて漸く利用者本人の主体が見えてくる。お金の使い方についても然りである。また後見人への報酬は、月額2万円以上かかり、障害基礎年金1級の1/4になる。この費用負担も成年後見制度が進まないハードルになっている。

法人後見制度は利益相反が懸念されると言われるが、障害福祉サービスは、障害者総合支援のもとノーマライゼーションや意思決定支援を尊重し運営されている。また運営している相談支援事業所は、運営法人に縛られない中立の立場から本人ニーズを満たしてくれる適切な事業所に繋げる働きをしている。それは既に中立公正な身上保護の機能を果たしている。

現行法の見直し— 現成年後見制度は、果たして人様の人生を後見する制度として相応しいものに思えない。2022年9月の国連による総括所見では、意思決定を代行する制度を廃止する観点から法律の見直しが勧告された。

国においても「成年後見制度等の見直しに向けた検討」が、令和4年から令和8年にかけて行われる。必要な時に、必要な範囲で利用できる制度、後見人を交代できるようにするべきなど検討されるようだ。成年後見制度は、専門家会議における指摘も踏まえて、大幅に改正される可能性がある。

法人後見を模索中— 成年後見制度については、見直しの動きがある現在は、財産に関わる契約等必要不可欠な場合を除き後見制度の活用に慎重であるべきと考える。

事業所利用保護者の高齢化を考えると、意思決定を支える仕組みを確立し、本人が生涯地域で安全安心に暮らせる見守り体制が必要である。複数人で永続的に家族も含め見守る仕組みを「法人後見」として整えていく必要があると現在模索中である。

理事長 山本宏

発行人:埼玉県障害者団体定期刊行物協会
〒332-0851 川口市芝新町15-9アステール藤野1階電話:048-261-5667
頒価:50円